

別冊

寄居町国土強靱化地域計画 資料編

令和4（2022）年3月

（令和7（2025）年3月改正）

寄居町

寄居町国土強靱化地域計画における交付金・補助金対象事業一覧

N o	施策分野	事業名称	概要	期間	総事業費 (概算額) (千円)	該当する国費	リスク シナリオ	担当
(例)	1 行政機能	消防団資機材整備事業	消防団の災害対応能力の向上を図るため、設備を整備する。	R4～R8	10,000	消防団設備整備費補助金	1-1, 1-2, 1-4, 2-1, 7-1	〇〇課
1	1 行政機能	消防車両及び消防資機材整備事業	消防団車両、及び消防資機材を計画的に整備する。	R4～R8	60,000	緊急消防援助隊設備整備費補助金	1-1, 1-2, 1-4, 2-1, 7-1	自治防災課
2	1 行政機能	消防団詰所車庫整備事業	消防団詰所車庫を計画的に整備する。	R4～R8	90,000	緊急防災減災事業債	1-1, 1-2, 1-4, 2-1, 7-1	自治防災課
3	1 行政機能	防災備蓄拠点整備事業	川北、川南にそれぞれ災害に備えた備蓄拠点を設ける。	R4～R8	20,000	消防防災施設整備費補助金・緊急防災減災事業債	4-2, 5-1	自治防災課
4	1 行政機能	耐震性防火水槽整備事業	火災発生時の消火活動に必要な水利を確保するため、耐震性のある防火水槽を整備する。	R4～R8	8,000	消防防災施設整備費補助金・緊急防災減災事業債	1-1, 7-1	自治防災課
5	1 行政機能	防災資機材整備事業	<u>避難所生活の抜本的な改善のため、平時における普及啓発や地域活性化の取組と連動し、資機材の整備を行う。</u>	R7～R8	5,000	<u>新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）</u>	4-2, 5-5	自治防災課
6	2 住宅・都市	図書館空調機器改修工事	代替庁舎機能の向上を図るため、図書館の空調設備整備を行う。	R6～R9	未定	緊急防災減災事業債	2-2, 2-3, 5-5	生涯学習課
7	2 住宅・都市	図書館老朽化損傷修繕工事	施設の老朽化による施設の外壁等の損傷の修繕を行い、代替庁舎機能の向上を図る。	未定	未定	緊急防災減災事業債	2-2, 2-3, 5-5	生涯学習課
8	2 住宅・都市	桜沢・用土コミュニティセンター及び西部コミュニティセンターの建設	施設の老朽化による施設の建て替えを行い、安全な避難所としての機能を確保する。	未定	未定	公共施設適正管理（集約化・複合化）事業債	1-2, 5-2, 5-3, 5-4	生涯学習課

寄居町国土強靱化地域計画における交付金・補助金対象事業一覧

No	施策分野	事業名称	概要	期間	総事業費 (概算額) (千円)	該当する国費	リスク シナリオ	担当
9	2 住宅・都市	中央公民館空調機器改修工事	施設の老朽化による施設の改修を行い、避難所の良好な生活環境を確保する。	R7～R9	未定	緊急防災減災事業債	2-2, 2-3, 5-5	生涯学習課
10	2 住宅・都市	中央公民館エレベーター交換工事	施設の老朽化による施設の改修を行い、避難所の良好な生活環境を確保する。	R8～R9	未定	緊急防災減災事業債	2-2, 2-3, 5-5	生涯学習課
11	2 住宅・都市	総合体育館・アタゴ記念館漏水改善工事	施設の老朽化による施設の改修を行い、安全な避難所としての機能を確保する。	R6～未定	未定	公共施設適正管理（長寿命化）事業債	1-2, 5-1, 5-2, 5-5	生涯学習課
12	2 住宅・都市	総合体育館・アタゴ記念館空調機器設置工事	施設の老朽化による施設の改修を行い、避難所の良好な生活環境を確保する。	未定	未定	緊急防災減災事業債	2-2, 2-3, 5-5	生涯学習課
13	4 福祉	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助事業	高齢者施設等における耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備等の施設整備に対して支援を行う。	随時	未定	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	1-2	福祉課
14	8 交通	舗装修繕事業	道路交通の安全性の向上を図るため、重要幹線道路の舗装修繕を行う。	R4～R8	210,000	防災・安全交付金	1-6, 3-1, 3-3, 8-2	建設課
15	8 交通	橋梁点検・修繕事業	道路交通の安全性の向上を図るため、橋梁の点検・修繕を計画的に進める。	R4～R8	288,144	道路メンテナンス事業補助	3-1, 8-2	建設課
16	8 交通	桜沢駅歩道橋修繕事業	桜沢駅歩道橋の安全性の向上を図るため、修繕を行う。	R6～R7	128,726	道路メンテナンス事業補助	3-1, 8-2	都市計画課
17	9 農業	農業施設整備事業	防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から住民の生命及び財産を保護するため、防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。	R4～R12	1,610,000	農村地域防災減災事業	1-3, 6-1, 7-2	産業振興企業誘致課
18	11 ライフライン	合併処理浄化槽設置整備推進事業	災害に強く、短期間で復旧が可能な合併処理浄化槽への転換を進め、汚水処理施設の長期に渡る機能停止を回避する。	R7～R11	42,165	循環型社会形成推進交付金（浄化槽）	2-3	生活環境エコタウン課

寄居町国土強靱化地域計画における交付金・補助金対象事業一覧

N o	施策分野	事業名称	概要	期間	総事業費 (概算額) (千円)	該当する国費	リスク シナリオ	担当
19	1 1 ライフライン	公設浄化槽事業	災害に強く、短期間で復旧が可能な合併処理浄化槽への転換を進め、汚水処理施設の長期に渡る機能停止を回避する。	R7～R11	49,680	循環型社会形成推進交付金（浄化槽）	2-3	生活環境エコタウン課
20	1 2 教育	防災機能強化事業 (小中学校体育館)	避難所機能の向上を図るため、小中学校体育館へ空調設備整備を行う。	R4～R8	320,000	学校施設環境改善交付金	5-2、5-5	教育総務課
21	1 2 教育	統合小学校建設及び城南中学校長寿命化改修事業	老朽化した小学校2校を統合し、統合校舎を建設するとともに、城南中学校の長寿命化改修工事を実施し、児童生徒が安心・安全に過ごせる環境を整備する。	R7～R10	未定	公立学校施設整備費負担金 学校施設環境改善交付金	1-2	教育総務課
22	1 6 老朽化対策	町営住宅整備事業	町営住宅の計画修繕工事等を計画的に進める。	R4～R13	247,120	社会資本整備総合交付金	1-2	建設課
23	1 6 老朽化対策	かわせみ荘空調機器改修工事	施設の老朽化による空調機器の改修を行い、避難所の良好な生活環境を確保する。	未定	未定	防災・安全交付金	1-2	福祉課
24	1 6 老朽化対策	かわせみ荘老朽化損傷修繕工事	施設の老朽化による施設の外壁等の損傷の修繕を行い、安全な避難所としての機能を確保する。	未定	未定	防災・安全交付金	1-2	福祉課
25	1 6 老朽化対策	介護老人保健施設やまざくらエレベーター防火区画整備	福祉避難所に指定されている介護老人保健施設のエレベーターの防火区画整備のため防煙シャッターを設置し避難所の安全を確保する。	未定	未定	防災・安全交付金	1-1	福祉課
26	1 6 老朽化対策	介護老人保健施設やまざくら外壁打診調査	福祉避難所に指定されている介護老人保健施設の外壁打診調査を行い、安全な避難所としての機能を確保する。	未定	未定	防災・安全交付金	1-2	福祉課

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等(令和7年1月時点)

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	令和7年度予算での対応				「重点化」又は「一定程度配慮」の実施内容等	「地域計画に明記された事業」の場合に求める記載内容										所管省庁へ地域計画の厚し(地域計画に明記された事業又は基づく事業が記載された箇所(の厚し))の提出が必要となる場合の提出時期	具体の期限
				国土強靱化地域計画の策定を交付要件とするこの適用	重点配分又は優先採択を行う重点化	地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象		交付判断の際に一定程度配慮	地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象	事業名	箇所	数量	期間	総事業費	その他	地域計画での記載例		
内閣府	1	新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)インフラ整備事業	新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金		○				国土強靱化地域計画に明記された事業(路線等)に重点配分を行う。	○	○				当該交付金で整備する施設について、路線名、地区名、港名等が国土強靱化地域計画に記載されている場合は「明記された事業」とする。	(緊急物資等の輸送手段の確保)災害発生時には、応急対応要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行う必要があるため、以下の整備を推進する。 市道●●線、▲▲港	第2世代交付金実施計画実施計画の申請時に提出。ただし、策定中、策定予定の場合は(案)の提出等でも可。	令和7年1月頃		
警察庁	2	都道府県警察施設整備費補助金(一般施設整備費補助金)	庁舎等整備事業		○				施設の整備が国土強靱化地域計画に明記された事業である場合は、補助金交付の判断に当たって、重視(優先採択)する。	○	○				●●警察署整備事業		原則として、補助事業の契約を締結する日の20日前まで	原則として、補助事業の契約を締結する日の20日前まで		
	3	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設等整備費補助金)	災害に備えた交通安全施設等の整備事業			○			交通安全施設等整備事業が国土強靱化地域計画に基づくものとなっている場合は、補助金交付の判断に当たって、重視(優先採択)する。								原則として、補助事業に係る国の会計年度の前年度まで	原則として、令和7年3月31日まで		
子ども家庭庁	4	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等整備事業		○				優先採択理由の1つに国土強靱化地域計画に明記された事業を規定	○	○	○			・●●児童室(児童厚生施設)の耐震化整備事業(R7)		協議書提出期限	令和7年度協議書提出期限は以下を予定 第1回:令和7年2月上旬、第2回:令和7年4月上旬、第3回:令和7年6月上旬、第4回:令和7年8月上旬、第5回:令和7年10月上旬		
	5	就学前教育・保育施設整備交付金	就学前教育・保育施設整備交付金		○				優先採択理由の1つに国土強靱化地域計画に明記された事業を規定	○	○	○			・●●保育園(幼保連携型認定こども園)の耐震化整備事業(R7)		協議書提出期限	令和7年度協議書提出期限は以下を予定 第1回:令和7年2月上旬、第2回:令和7年4月上旬、第3回:令和7年6月上旬、第4回:令和7年8月上旬、第5回:令和7年10月上旬		
総務省	6	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	地上基幹放送ネットワーク整備事業		○			国土強靱化地域計画に明記された事業については、外部有識者による評価会開催時の評価点に「地域計画加点」を行い、採択判定の際に有利となるようにする(優先採択)。	○	○				●●中総局災害対策の推進(●●市(町村))被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる環境構築を行う。	●●市(町村)国土強靱化地域計画 関連事業 や 地域防災計画などを想定	交付・補助の申請時までの提出だが、申請時は策定予定時期の明示等でも可(決定時までに策定済であることが必要)	令和7年5月頃		
			ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業		○			国土強靱化地域計画に明記された事業については、外部有識者による評価会開催時の評価点に「地域計画加点」を行い、採択判定の際に有利となるようにする(優先採択)。	○	○				●●地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	交付・補助の申請時までの提出だが、申請時は策定予定時期の明示等でも可(決定時までに策定済であることが必要)	令和7年5月頃				
	7	無線システム普及支援事業費等補助金	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業		○			国土強靱化地域計画に明記された事業については、外部有識者による評価会開催時の評価点に「地域計画加点」を行い、採択判定の際に有利となるようにする(優先採択)。	○	○				●●中総局耐災害性強化(●●市(町村))災害時に放送局等が被災し、放送の継続が不可能となる事態を回避し、被災情報や避難情報等の提供を行う。	●●市(町村)国土強靱化地域計画 関連事業 や 地域防災計画などを想定	交付・補助の申請時までの提出だが、申請時は策定予定時期の明示等でも可(決定時までに策定済であることが必要)	令和7年5月頃			
			民放ラジオ聴聴解消支援事業		○			国土強靱化地域計画に明記された事業については、外部有識者による評価会開催時の評価点に「地域計画加点」を行い、採択判定の際に有利となるようにする(優先採択)。	○	○				ラジオ聴聴の解消(●●市(町村)●●地区)必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保し、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態を回避する。	●●市(町村)国土強靱化地域計画 関連事業 や 地域防災計画などを想定	交付・補助の申請時までの提出だが、申請時は策定予定時期の明示等でも可(決定時までに策定済であることが必要)	令和7年5月頃			
	8	消防防災施設整備費補助金	消防防災施設整備費補助金					○	国土強靱化地域計画と地域防災計画等との関係が整理されている場合で、地域防災計画等に掲げる消防防災施設を整備する場合には一定程度配慮する。								要望調査の提出期限まで(要望調査の提出期限までに策定済であることが必要。要望調査時の調査票形式において、地域計画に基づく取組であることを選択形式により確認することに加え、地域計画の厚しにより事業内容を確認する。)	令和7年1月下旬		

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	令和7年度予算での対応				「地域計画に明記された事業」の場合に求める記載内容										所管省庁へ地域計画の厚し（地域計画に明記された事業又は重点配分等）の提出方法として当該地方公共団体で策定した個別計画等を参照する方法を用いる場合に、参照先として主に想定される個別計画等の名称	具体の期限
				国土強靱化地域計画の策定を交付要件とするなどの適用	重点配分又は優先採択を行う重点化	地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象	交付判断の際に一定程度配慮	「重点化」又は「一定程度配慮」の実施内容等	事業名	箇所	数量	期間	総事業費	その他	地域計画での記載例			
	9	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊設備整備費補助金						○	国土強靱化地域計画と地域防災計画等との関係が整理されている場合で、地域防災計画等に掲げる緊急消防援助隊の設備を整備する場合には一定程度配慮する。								要望調査の提出期限まで（要望調査の提出期限までに策定済であることが必要。要望調査時の調査様式において、地域計画に基づく取組であることを選択形式により確認することに加え、地域計画の厚しにより事業内容を確認する。）	令和7年1月下旬
文部科学省	10	学校施設環境改善交付金	学校施設環境改善交付金		○					国土強靱化地域計画に明記された事業について予算の重点配分を行う。	○	○					●●小学校・防災機能強化事業（令和7年度）		
	11	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業								○	○					○国宝・重要文化財建造物の保存修理 ・[重要文化財]●●書院（令和7年度）		
			国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業（耐震診断）									○	○				○国宝・重要文化財建造物の耐震診断 ・[重要文化財]●●城天守閣（令和7年度）		
			伝統的建造物群基礎強化事業		○							○	○				○伝統的建造物群の防災対策 ・●●地区伝統的建造物群保存地区（令和7年度）		
			歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業									○	○				○史跡等の防災対策の推進 ・[史跡]●●城跡（令和7年度）		
			国宝・重要文化財等美術工芸品保存修理技術強化事業								○	○					○遺跡出土品の保存修理 ・[重要文化財]●●遺跡関係資料（令和7年度）		
12	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	重要文化財等防災施設整備事業		○						優先採択理由の一つに国土強靱化地域計画に明記された事業を規定	○	○					○文化財建造物の防災体制強化 ・[国宝]●●城跡防災設備整備（令和7年度）		
厚生労働省	13	地方改善施設整備費補助金	関係施設等施設整備費補助金		○					優先的取組の判断が必要となった際に、国土強靱化地域計画に明記された事業であるかを判断要素の一つとする。	○	○		○			・社会福祉施設等耐震化整備事業（令和7年度）（●●関係部）	協議書提出期限	令和7年2月末頃
	14	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金					○		融資の申請書等において自治体が策定する国土強靱化地域計画との整合性を確認									
	15	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金		○					優先順位を付する際の指標の一つに国土強靱化地域計画に明記された事業の有無を規定	○	○		○			・●●施設（障害者支援施設）の耐震化整備事業（R6～R7）	協議書提出期限	令和7年4月～5月頃
	16	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金		○					優先採択理由の一つに国土強靱化地域計画に明記された事業を規定	○	○		○			・特別養護老人ホーム●●の耐震化整備事業（R6～R7）	協議書提出期限	令和7年4月～5月頃
	17	強い農業づくり総合支援交付金	強い農業づくり総合支援交付金（卸売市場施設整備）		○					国土強靱化地域計画に位置付けられた事業の場合に、採択決定の基準となるポイントを加算（優先採択）	○	○					災害時においても生鮮食料品等の安定供給を確保するための●●卸売市場における防災対応整備	要望額提出時	令和7年1月頃
農林水産省	18	農村地域防災減災事業	農村地域防災減災事業		○					新規地区採択時において、国土強靱化地域計画に明記された事業を優先的に採択（優先採択）	○	○					農村地域防災減災事業 ●●地区	採択申請書の提出期限まで	令和6年11月末日まで
	19	農山漁村地域整備交付金	農山漁村地域整備交付金			○				国土強靱化地域計画の策定状況を、都道府県への配分額を算定する一つの要素としている（重点配分）									
	20	農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業		○					新規地区採択時において、国土強靱化地域計画に明記された事業を優先的に採択（優先採択）	○	○					農業水路等長寿命化・防災減災事業●●地区	事業の申請時まで	令和7年3月末まで
	21	農山漁村振興交付金	地域資源活用価値創出対策のうち地域活性化型			○				国土強靱化地域計画に位置付けられている事業に対し、採択の基準となるポイントに優先採択ポイントとして1ポイントを付与（優先採択）								事業の申請時まで	令和7年2月中旬（予定）
			地域資源活用価値創出対策のうち農出支援型			○				国土強靱化地域計画に位置付けられている事業に対し、採択の基準となるポイントに優先採択ポイントとして2ポイントを付与（優先採択）								農林水産省への提出は不要（令和7年2月頃の要望調査時に地域計画に基づく事業であることを確認が必要）	
			地域資源活用価値創出対策のうち産業支援型			○				国土強靱化地域計画に位置付けられている事業に対し、採択の基準となるポイントに優先採択ポイントとして2ポイントを付与（優先採択）								農林水産省への提出は不要（令和7年2月頃の要望調査時に地域計画に基づく事業であることを確認が必要）	
			地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型		○				国土強靱化地域計画に位置付けられている事業に対し、採択の基準となるポイントに優先採択ポイントとして1ポイントを付与（優先採択）	○	○				●●地区の産地を利用した、災害時には避難所としての機能も兼ね備える交流施設の整備	活性化計画	農林水産省への提出は不要（令和7年2月頃の活性化計画の提出までに地域計画が策定済であることが必要）	－	
			地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型		○				国土強靱化地域計画に位置付けられている事業に対し、採択の基準となるポイントに優先採択ポイントとして1ポイントを付与（優先採択）	○	○				●●地域の産地を利用した、災害時には避難所としての機能も兼ね備える滞在施設等の整備	事業の申請時まで	令和7年2月中旬（予定）		
		地域資源活用価値創出対策のうち農福連携型		○				国土強靱化地域計画に位置付けられている事業に対し、事業需要の拠点を1ポイント付与（優先採択）	○	○				●●地域のユニバーサル農園を利用した、災害時には避難所としての一時利用も可能な農園等の整備	事業の申請時まで	令和7年2月中旬（予定）			
		中山間地農業推進対策				○			国土強靱化地域計画に基づく取組を行う地区への配分にあたって一定程度配慮								要望額提出時まで	随時	

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	令和7年度予算での対応				「重点化」又は「一定程度配慮」の実施内容等	「地域計画に明記された事業」の場合に求める記載内容							所管省庁へ地域計画の写し（地域計画に明記された事業又は重点化事業が記載された箇所等）の提出が必要となる場合の提出時期	異体の期限			
				国土強靱化地域計画の策定を交付要件とするこの適用	重点配分又は優先採択を行う重点化		交付判断の際に一定程度配慮		事業名	箇所	数量	期間	総事業費	その他	地域計画での記載例			地方公共団体が国土強靱化地域計画への記載方法として当該地方公共団体に策定した個別計画等を参照する方法を用いる場合に、参照先として主に想定される個別計画等の名称		
					地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象													地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象
			山村活性化対策						○	国土強靱化地域計画に基づく取組を行う地区の採択に当たって一定程度配慮								事業提案書の提出期限まで	令和7年2月中旬（予定）	
			農漁土地利用総合対策						○	国土強靱化地域計画に基づく取組を行う地区への配分に当たって一定程度配慮								事業の申請時まで	随時	
			情報通信環境整備対策			○				国土強靱化地域計画に基づく取組を優先的に採択（優先採択）								事業の申請時まで	随時	
			都市農業機能発揮対策		○					国土強靱化地域計画に位置付けられている事業に対し、採択の基準となるポイントに優先採択ポイントとして1ポイントを付与（優先採択）	○	○				●●地区における、災害発生時に住民の避難空間、災害復旧用資材置き場等に活用する農地の確保	防災協力農地制度	事業の申請時まで	令和7年2月中旬（予定）	
	22	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止総合支援事業		○	○				都道府県への予算額のポイント配分の際、事業実施主体が所在する市町村において、国土強靱化地域計画に鳥獣被害防止対策を位置づけ取組を行う場合にポイントを加算（重点配分）	○		○			被害防止計画に基づき、農地等の被害による地域の喪失を防止するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、侵入防止柵の整備（●●km）と、有害鳥獣の捕獲（●●頭）を推進する。		要望額提出時	令和7年1月	
	23	治山事業	緊急予防治山事業			○				国土強靱化地域計画に基づく取組を優先的に採択（優先採択）								実施計画のヒアリング時に提出	令和7年2月頃	
	24	森林整備事業	林道整備事業（うち山村強靱化林道整備）						○	国土強靱化地域計画の策定状況を都道府県への配分に当たって一定程度配慮										
	25	林業・木材産業循環成長対策	山村地域の防災・減災対策			○				国土強靱化地域計画に基づく取組を優先的に採択（優先採択）								交付・補助の決定時までの提出だが、策定予定時期の明示等でも可（交付決定時には策定済みであることが必要）	令和7年5月頃	
	26	森林・山村地域活性化誘導対策交付金	里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金						○	採択において国土強靱化地域計画に位置付けられた活動であるかも踏まえつつ審査										
	27	水産基盤整備事業（水産物供給基盤整備事業費補助・水産資源環境整備事業費補助・漁村総合整備事業費補助）	水産流通基盤整備事業・水産物供給基盤整備事業・漁港施設機能強化事業・水産生産基盤整備事業・漁村総合整備事業（事業費補助）		○					事前評価において国土強靱化地域計画との整合性が図られている場合に優先的に採択（優先採択）	○	○				水産基盤整備事業		事前評価実施時までの提出だが、その時は策定予定時期の明示等でも可（交付決定時には策定済みであることが必要）	令和7年5月頃	
	28	浜の活力再生・成長促進交付金	浜の活力再生・成長促進交付金			○				国土強靱化地域計画に基づく取組である場合に、配分の優先順位を決めるポイントを加算（優先採択）								交付申請時までに提出（策定済みであることが必要）	令和7年4月頃	
	29	漁港機能増進事業	漁港機能増進事業						○	国土強靱化地域計画の策定状況を配分に当たって一定程度配慮										
	30	海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業（農地海岸）		○					新規地区採択時において、国土強靱化地域計画との整合性が図られている場合に優先的に採択（優先採択）	○	○				海岸保全施設整備事業 ●●地区		事前評価対象事業は事前評価時（令和6年12月頃）それ以外は事業計画書提出時（令和7年5月頃）		
			海岸保全施設整備事業（漁港海岸）		○					事前評価において国土強靱化地域計画との整合性が図られている場合に優先的に採択（優先採択）	○	○				海岸保全施設整備事業 ●●地区		事前評価実施時までの提出だが、その時は策定予定時期の明示等でも可（交付決定時には策定済みであることが必要）	令和7年5月頃	
	経済産業省	32	石油製品販売費増進改善対策事業費等補助金	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金			○			病院・介護施設等の避難が難しい施設以外について、国土強靱化地域計画を策定した地方自治体と住民連携についての協定を結んだ施設について優先的に採択を行う。										
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費						○				国土強靱化地域計画に基づく事業について優先的に採択を行う。										
農漁・SIS過疎地域における石油製品の流通合理化支援事業費						○				国土強靱化地域計画に基づく事業について優先的に採択を行う。										
過疎地域における石油製品の流通体制整備事業費						○				国土強靱化地域計画に基づく事業について優先的に採択を行う。										
			地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費		○				国土強靱化地域計画に明記された事業に対して優先的に採択を行う。	○					●●計画を策定する		交付申請時、ただし、交付申請時点では地域計画の策定・改定時期を示し、進捗を提出することも可（交付決定時には策定済みであることが必要）	令和7年夏頃（見込）※申請状況により早期に申請を締め切る可能性あり		
			燃料供給に関する計画策定支援事業費																	
国土交通省	32	防災・安全交付金	道路事業		○				国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○				○	○	●●線（▲▲工区）拡張事業 R2～R7 総事業費××億円		令和7年1月～2月頃		
			港湾事業			○				国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○						●●港▲▲事業		令和7年1月～2月頃 ※上記時期においては（案）の提出等となる場合は、交付（交付決定時までに策定済みであることが必要）	
			河川事業（その他総合的な治水事業を含む）			○				国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○				○		●●川▲▲事業		令和7年1月～2月頃 ※上記時期においては（案）の提出等となる場合は、交付決定時までに策定済みであることが必要。ただし一部はその限りではない。）の写しを要提出	

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	令和7年度予算での対応				「地域計画に明記された事業」の場合に求める記載内容										所管省庁へ地域計画の写し(地域計画に明記された事業又は基づく事業が記載された箇所の写し)の提出が必要となる場合の提出時期		具体の期限	
				国土強靱化地域計画の策定を交付要件とすることの適用	重点配分又は優先採択を行う重点化	交付判断の際に一定程度配慮		「重点化」又は「一定程度配慮」の実施内容等	事業名	箇所	数量	期間	総事業費	その他	地域計画での記載例	地方公共団体が国土強靱化地域計画への記載方法として当該地方公共団体が策定した個別計画等を参照する方法を用いる場合に、参照先として主に想定される個別計画等の名称					
						地域計画に明記された事業を対象	地域計画に基づく事業を対象														
			砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業		○					国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。(配分の考え方)	○					●●川▲▲事業		要望調査時に提出。ただし、策定中、策定予定の場合は(案)の提出等でも可。(交付決定時までに策定済みであることが必要)	令和7年1月～2月頃		
			水道・下水道事業		○					国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する(配分の考え方)	○					●●地区▲▲事業		要望調査時に提出。ただし、策定中、策定予定の場合は(案)の提出等でも可。(交付決定時までに策定済みであることが必要)	令和7年1月～2月頃		
			海岸事業		○					国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する(配分の考え方)	○					●●海岸▲▲事業		要望調査時に提出。ただし、策定中、策定予定の場合は(案)の提出等でも可。(交付決定時までに策定済みであることが必要)	令和7年1月～2月頃		
			都市再生整備計画事業		○					国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。(配分の考え方)	○					事業名(例「●●地区都市再生整備計画事業」等)を別表に記載。	要望調査時までの提出		令和7年1月～2月頃		
			都市公園・緑地等事業		○					国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する(配分の考え方)	○					事業名(例「●●都市公園事業」等)を別表に記載。	公園施設長寿命化計画	要望調査時までの提出		令和7年1月～2月頃	
			市街地整備事業＜都市防災推進事業＞		○					国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。(配分の考え方)	○					事業名(例「●●都市防災総合推進事業」等)を別表に記載。		要望調査時までの提出		令和7年1月～2月頃	
			市街地整備事業＜都市再生区画整理事業＞		○					国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。(配分の考え方)	○					事業名(例「●●駅周辺土地区画整理事業」等)を別表に記載。		要望調査時までの提出		令和7年1月～2月頃	
			市街地整備事業＜市街地再開発事業等＞		○					国土強靱化地域計画に明記された事業を重点配分する。(配分の考え方)	○					事業名(例「●●市街地再開発事業」等)を別表に記載。		要望調査時までの提出		令和7年1月～2月頃	
			市街地整備事業＜都市・地域交通戦略推進事業＞		○					国土強靱化地域計画に明記された事業を重点配分する。(配分の考え方)	○					事業名(例「●●都市・地域交通戦略推進事業」等)を別表に記載。		要望調査時までの提出		令和7年1月～2月頃	
			地域住宅計画に基づく事業		○					国土強靱化地域計画に明記された事業を重点配分する。(配分の考え方)	○					災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。		要望調査時までの提出		令和7年1月～2月頃	
			住環境整備事業		○					国土強靱化地域計画に明記された事業を重点配分する。(配分の考え方)	○					災害に強いまちづくりを進めるため、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、防災・道路整備等促進事業等を推進する。		要望調査時までの提出		令和7年1月～2月頃	
	33	住宅市街地総合整備促進事業費補助	密集市街地総合防災事業		○					国土強靱化地域計画に明記された事業を重点配分対象に位置付け。	○					災害に強いまちづくりを進めるため、密集市街地総合防災事業を推進する。		要望調査時までの提出		令和7年1月～2月頃	
			空き家対策総合支援事業		○					国土強靱化地域計画に明記された事業を重点配分の対象に位置付け。	○					災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進する。		要望調査時までの提出		令和7年1月～2月頃	
			地域居住機能再生推進事業				○			交付の判断にあたって、一定程度配慮する。	○					災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅市街地総合整備事業等を推進する。		要望調査時までの提出		令和7年1月～2月頃	
			住宅・建築物防災力緊急促進事業		○					国土強靱化地域計画に明記された事業を重点配分対象に位置付け。	○					災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物防災力緊急促進事業を推進する。		要望調査時までの提出		令和7年1月～2月頃	
	34	港湾改修費補助	港湾改修費補助事業(港湾メンテナンス事業含む)				○			交付の判断にあたって、一定程度配慮する。											令和7年1月～2月頃
	35	海岸保全施設整備事業費補助	海岸保全施設整備連携事業		○						国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。(配分の考え方)	○					●●海岸▲▲事業		要望調査時に報告。ただし、策定中、策定予定の場合は(案)の報告等でも可。	令和7年1月～2月頃	
			海岸メンテナンス事業		○						国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。(配分の考え方)	○					●●海岸▲▲事業		要望調査時に報告。ただし、策定中、策定予定の場合は(案)の報告等でも可。	令和7年1月～2月頃	
			津波対策緊急事業		○						国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。(配分の考え方)	○					●●海岸▲▲事業		要望調査時に報告。ただし、策定中、策定予定の場合は(案)の報告等でも可。	令和7年1月～2月頃	
	36	地籍調査費負担金	地籍調査費負担金				○			交付の判断にあたって、事業の予算及び経費の状況から、一定程度配慮する。								要望調査に併せて提出		令和6年11月頃	
37	地籍整備推進調査費補助金	地籍整備推進調査費補助金				○			交付の判断にあたって、事業の予算及び経費の状況から、一定程度配慮する。								要望調査に併せて提出		令和6年11月頃		

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	令和7年度予算での対応				「重点化」又は「一定程度配慮」の実施内容等	「地域計画に明記された事業」の場合に求める記載内容										所管省庁へ地域計画の策定（地域計画に明記された事業又は基づく事業が記載された箇所等）の提出が必要となる場合の提出時期	具体の期限
				国土強靱化地域計画の策定を交付要件とするこの適用	重点配分又は優先採択を行う重点化	地域計画に明記された事業を対象	重点配分又は優先採択を行う重点化	交付判断の際に一定程度配慮	地域計画に明記された事業を対象	地域計画に明記された事業を対象	地域計画に明記された事業を対象	事業名	箇所	数量	期間	総事業費	その他	地域計画での記載例		
	38	特定洪水対策等推進事業費補助	事業間連携河川事業		○							国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○			○			●●川▲▲事業	令和7年1月～2月頃 ※上記時期において（案）の報告等となる場合は、交付決定時までに策定済みの地域計画の写しを要報告
			大規模特定河川事業		○							国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○			○			●●川▲▲事業	令和7年1月～2月頃 ※上記時期において（案）の報告等となる場合は、交付決定時までに策定済みの地域計画の写しを要報告
			河川メンテナンス事業		○							国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○			○			●●川▲▲事業	令和7年1月～2月頃 ※上記時期において（案）の報告等となる場合は、交付決定時までに策定済みの地域計画の写しを要報告
	39	特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助	特定都市河川浸水被害対策推進事業		○							国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○			○			●●川▲▲事業	令和7年1月～2月頃 ※上記時期において（案）の報告等となる場合は、交付決定時までに策定済みの地域計画の写しを要報告
	40	堰堤改良費補助	ダムメンテナンス事業		○							国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○			○			●●水系▲▲ダム	令和7年1月～2月頃 ※上記時期において（案）の報告等となる場合は、交付決定時までに策定済みの地域計画の写しを要報告
	41	特定土砂災害対策推進事業費補助	事業間連携砂防等事業		○							国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○			○			●●川▲▲事業	令和7年1月～2月頃 ※上記時期において（案）の報告等となる場合は、交付決定時までに策定済みの地域計画の写しを要報告
			大規模特定砂防等事業		○							国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○			○			●●川▲▲事業	令和7年1月～2月頃 ※上記時期において（案）の報告等となる場合は、交付決定時までに策定済みの地域計画の写しを要報告
			砂防メンテナンス事業		○							国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○			○			●●川▲▲事業	令和7年1月～2月頃 ※上記時期において（案）の報告等となる場合は、交付決定時までに策定済みの地域計画の写しを要報告
			まちづくり連携砂防等事業		○							国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○			○			●●川▲▲事業	令和7年1月～2月頃 ※上記時期において（案）の報告等となる場合は、交付決定時までに策定済みの地域計画の写しを要報告
	42	下水道防災事業費補助	下水道防災事業		○							国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○			○			●●地区▲▲事業	令和7年1月～2月頃 ※上記時期において（案）の報告等となる場合は、交付決定時までに策定済みの地域計画の写しを要報告
	43	水道施設整備費補助	水道水源開発等施設整備費補助事業（仮）		○							国土強靱化地域計画に明記された事業に対し重点配分する。（配分の考え方）	○			○			●●地区▲▲事業	令和7年1月～2月頃 ※上記時期において（案）の報告等となる場合は、交付決定時までに策定済みの地域計画の写しを要報告
	44	都市安全確保促進事業費補助金	都市安全確保促進事業					○				交付の判断にあたって、一定程度配慮する。								
	45	無電柱化推進事業費補助	無電柱化推進計画事業					○				交付の判断にあたって、一定程度配慮する。								
	46	道路交通安全施設等整備事業費補助	道路交通安全施設等整備事業					○				交付の判断にあたって、一定程度配慮する。								
	47	道路更新防災等対策事業費補助	道路更新防災等対策事業					○				交付の判断にあたって、一定程度配慮する。								
	48	地域連携道路事業費補助	地域連携道路事業					○				交付の判断にあたって、一定程度配慮する。								
	49	交通連携道路事業費補助	交通連携道路事業					○				交付の判断にあたって、一定程度配慮する。								
	50	交通内河津化事業費補助	交通内河津化事業					○				交付の判断にあたって、一定程度配慮する。								
	51	空港整備事業費補助金	空港整備事業					○				交付の判断にあたって、一定程度配慮する。								
	52	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業					○				交付の判断にあたって一定程度配慮する。								

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業	令和7年度予算での対応				「重点化」又は「一定程度配慮」の実施内容等	「地域計画に明記された事業」の場合に求める記載内容										所管省庁へ地域計画の厚し（地域計画に明記された事業又は重点化された事業が記載された箇所の厚し）の提出が必要となる場合の提出時期	具体の期限
				国土強靭化地域計画の策定を交付要件とするこの適用	重点配分又は優先採択を行う重点化	地域計画に基づく事業を対象	地域計画に明記された事業を対象		地域計画に基づく事業を対象	事業名	箇所	数量	期間	総事業費	その他	地域計画での記載例	地方公共団体が国土強靭化地域計画への記載方法として当該地方公共団体の策定した個別計画等を参照する方法を用いる場合に、参照先として主に想定される個別計画等の名称			
環境省	53	自然環境整備交付金	国立公園整備事業	「5か年加速化対策（加速化・深化分）」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	○			本事業の整備計画に位置づけられ、かつ「国土強靭化地域計画」に具体的な箇所が明記された事業については、重点化して予算措置を行う。	○	○					○避難小屋等の強化 避難小屋について、豪雨時等の山地被害等からの避難施設として利用可能な施設への改修を進める。（●●山道難小屋整備事業） （●●●国土強靭化地域計画 起きているではない意思の事業を回避するための推進方針 P.5）	自然環境整備計画（国立公園整備事業）	要望調査時に提出。ただし、策定中、策定予定の場合は（案）の提出等でも可。 （交付決定時までは策定済みであることが必要）	令和6年12月		
		国立公園等整備事業	「5か年加速化対策（加速化・深化分）」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	○			本事業の整備計画に位置づけられ、かつ「国土強靭化地域計画」に具体的な箇所が明記された事業については、重点化して予算措置を行う。	○	○					○避難小屋等の強化 避難小屋について、豪雨時等の山地被害等からの避難施設として利用可能な施設への改修を進める。（●●山道難小屋整備事業） （●●●国土強靭化地域計画 起きているではない意思の事業を回避するための推進方針 P.5）	自然環境整備計画（国立公園等整備事業）	要望調査時に提出。ただし、策定中、策定予定の場合は（案）の提出等でも可。 （交付決定時までは策定済みであることが必要）	令和6年12月			
	54	環境保全施設整備交付金	国立公園整備事業	国土強靭化地域計画の策定を交付の要件とする。	○			本事業の整備計画に位置づけられ、かつ「国土強靭化地域計画」に具体的な箇所が明記された事業については、重点化して予算措置を行う。	○	○					○避難小屋等の強化 避難小屋について、今後策定する「避難施設緊急整備計画」に基づき、豪雨時等の山地被害等からの避難施設として長寿市化した施設への改修を進める。（●●山道難小屋整備事業） （●●●国土強靭化地域計画 起きているではない意思の事業を回避するための推進方針 P.5）	環境保全施設整備計画	要望調査時に提出。ただし、策定中、策定予定の場合は（案）の提出等でも可。 （交付決定時までは策定済みであることが必要）	令和6年12月		
	55	循環型社会形成推進交付金（浄化増分）	浄化槽設置整備事業	「5か年加速化対策（加速化・深化分）」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	○			国土強靭化地域計画に明記された事業を優先的に採択	○	○					循環型社会形成推進交付金の該当事業名を記載 （循環型社会形成推進地域計画のP●～●●参照という記載でも可）	循環型社会形成推進地域計画	循環型社会形成推進地域計画の次年度向け提出期限または要望調査時に提出。ただし、策定中、策定予定の場合は（案）の提出等でも可。	令和7年3月		
			公共浄化槽等整備推進事業	「5か年加速化対策（加速化・深化分）」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	○			国土強靭化地域計画に明記された事業を優先的に採択	○	○					循環型社会形成推進交付金の該当事業名を記載 （循環型社会形成推進地域計画のP●～●●参照という記載でも可）	循環型社会形成推進地域計画	要望調査時に提出。ただし、策定中、策定予定の場合は（案）の提出等でも可。	令和7年3月		
	56	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	国土強靭化地域計画の策定を交付の要件とする。	○			設備導入箇所が、国土強靭化地域計画に位置づけられている施設は、審査段階において加点する（優先採択）。	○	○					地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業の事業名を記載（非常用発電機の整備や再生エネルギー等の整備でも可とする）		補助金応募時に提出。	令和7年7月頃（調整中）		
57	循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）	循環型社会形成推進交付金事業	循環型社会形成推進交付金事業	「5か年加速化対策（加速化・深化分）」の配分について地域計画の策定を交付の要件とする。	○			国土強靭化地域計画に明記された事業を優先的に採択	○	○					循環型社会形成推進交付金の該当事業名を記載 （循環型社会形成推進地域計画のP●～●●参照という記載でも可）	循環型社会形成推進地域計画	循環型社会形成推進地域計画の次年度向け提出期限または要望調査時に提出。ただし、策定中、策定予定の場合は（案）の提出等でも可。	令和7年3月		
58	廃棄物処理施設整備交付金（大規模災害に備えた廃棄物処理体制拠点整備事業）	廃棄物処理施設整備交付金事業	廃棄物処理施設整備交付金事業	国土強靭化地域計画の策定を交付の要件とする。	○			国土強靭化地域計画に明記された事業を優先的に採択	○	○					廃棄物処理施設整備交付金の該当事業名を記載 （循環型社会形成推進地域計画のP●～●●参照という記載でも可）	循環型社会形成推進地域計画	循環型社会形成推進地域計画の次年度向け提出期限または要望調査時に提出。ただし、策定中、策定予定の場合は（案）の提出等でも可。	令和7年3月		

○重点化とは、交付要綱や通知書において具体的な内容を明示したうえで、「重点配分」又は「優先採択」をすることをいいます。
 ・重点配分：通常交付より手厚く配分する又は予算額のポイント配分の際ポイントを加算するなど
 ・優先採択：優先的に採択する又は採択判定の際にポイント加算など有利となるようにするなど
 ○一定程度配慮とは、上記以外で、交付判断の際に、何らかの配慮等を行うことをいいます。
 ○上記は今後変更となる場合があります。
 ○上記の詳細については、別に示した関係府省庁への問い合わせ先にご確認ください。
 ※重点化等の支援に該当しないが、国土強靱化地域計画に基づく取組のうちデジタルを活用して地域の課題解決に取り組むものについては、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）を活用することがあります。